

大淀川河川空間イベント企画運営業務委託仕様書

1. 業務の目的

本業務では、観光客数や宿泊需要が落ち込む12月の閑散期に、大淀川河川空間において、花火、ステージイベント、飲食・物販等の各種コンテンツとドローンショー、を組み合わせたイベント(※以下「本イベント」という。)を開催することで、冬季における新たな観光コンテンツの創出を図り、県内外からのさらなる観光客の誘致並びに宿泊、飲食及び周遊等による地域経済への波及効果を高めることを目的とする。

2. 業務名

大淀川河川空間イベント企画運営業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

(準備、各種申請、企画・演出調整、リハーサル、設営及び撤収等を含む)

4. イベント日時

令和8年12月5日(土)・6日(日) 各日 正午～20時

※気象条件等により変更する場合がある。

5. 実施場所

大淀川河畔 橘公園周辺(想定)※以下地図参照



6. 業務内容

受託者は、上記「1. 業務の目的」を踏まえ、次のとおりイベントを開催すること。

(1) イベント全体の企画及び演出

- 1 大淀川河川空間の特性を生かし、本イベントの趣旨にふさわしい企画及び演出を行うこと。
- 2 県内外からの誘客及び冬季の観光需要の創出につながる魅力的な内容とすること。
- 3 花火、ステージイベント、飲食・物販等の各種コンテンツ及び委託者が別途契約するドローンショーが一体感のある構成となるよう、イベント全体を企画すること。
- 4 観覧エリア全体に音響が行き渡るよう、必要な音響設備(スピーカー等)の配置をすること。
※ドローンショーの演出に使用する。
- 5 幅広い年代の来場者が楽しむことができ、会場での滞在並びに市内での宿泊、飲食及び周遊等につながる内容とすること。
- 6 本イベント当日、会場内において来場者を対象としたアンケートを実施し、その結果を集計・分析のうえ、報告書として提出すること。なお、アンケートの実施手法についても提案すること。
なお、企画提案に当たっては、イベント全体のコンセプト(イベント名称・サブタイトル)、企画内容、演出構成及びタイムスケジュールを示すこと。

(2) 会場コンテンツの企画及び実施

- 1 ステージイベント、飲食・物販、体験企画その他、会場のにぎわいを高めるコンテンツを企画し、実施すること。
- 2 出演者及び出店者等の募集、選定、交渉、契約、連絡調整及び当日の運営管理を行うこと。
出店者については、原則として宮崎市内に事業所又は店舗を有する事業者を優先して募集・選定すること。
- 3 飲食物を取り扱う場合は、関係機関と協議し、募集にあたっては衛生管理を徹底すること。
- 4 各コンテンツの実施に必要な設備、備品、電源、音響、照明その他必要な物品等を手配すること。
なお、企画提案に当たっては、各会場コンテンツの内容、実施方法、実施時間及び期待される効果を示すこと。

(3) 花火の企画及び実施

- 1 イベント全体のコンセプトを踏まえ、花火の内容、規模及び演出を企画すること。
- 2 花火は、令和8年12月5日(土)及び6日(日)の両日実施すること。
- 3 打上場所、打上時間、打上方法及び保安距離等について、関係法令を遵守し、関係機関と十分に協議の上、安全な実施計画を作成すること。
- 4 花火及びドローンショーの安全な実施に必要な時間的及び空間的間隔を確保すること。
- 5 煙火の運搬、保管、打上げ及び不発玉の処理等を適切に行うこと。
なお、企画提案に当たっては、花火の企画コンセプト、打上内容(例：●尺玉●発/●分間の演出)規模、演出構成及び主要な演出のイメージを示すこと。

(4) 会場設営、運営及び撤収

- 1 観覧エリア(有料含む)、ステージ、飲食・物販エリア、運営本部、救護所、仮設トイレその他必要な設備を適切に配置すること。
- 2 来場者、出演者、出店者及び関係者の動線を考慮し、安全かつ円滑な会場レイアウトとすること。
- 3 イベントの実施に必要な設備及び備品を手配し、設営すること。
- 4 イベント全体を統括する責任者及び必要なスタッフを配置し、会場の運営及び進行管理を行うこと。
- 5 イベント終了後は速やかに撤収及び清掃を行い、会場を原状に回復すること。
- 6 設営及び撤収については、委託者及び施設管理者等の指示に従うこと。
なお、企画提案に当たっては、会場レイアウト、来場者等の動線、業務実施体制及び設営・撤収計画を示すこと。

(5) 広報及び集客

- 1 県内外からの誘客を図るため、イベントの広報及び集客計画を作成し、実施すること。
- 2 チラシ、ポスター、ウェブサイト、SNS、ウェブ広告その他効果的な媒体を活用して情報発信を行うこと。
- 3 広報物の作成に当たっては、委託者と事前に協議し、承認を得ること。
なお、企画提案に当たっては、広報の基本方針、対象、使用する媒体、実施時期(配信スケジュール等)及び期待される効果を示すこと。

(6) 警備、交通対策及び安全管理

受託者は、委託者及び関係機関と連携し、次の措置を講じること。

- 1 想定来場者数及び会場の特性を踏まえ、警備、雑踏対策、交通対策及び安全管理に関する計画を作成すること。
- 2 会場内外、観覧エリア、花火打上場所その他必要な場所に、警備員及び運営スタッフを適切に配置すること。
- 3 歩行者及び車両の安全確保並びに来場者の円滑な誘導を行うこと。
- 4 救護体制を整えるとともに、事故、火災、混雑その他の緊急事態に備え、連絡及び避難誘導の手順を整備すること。
- 5 荒天、河川の増水、災害その他やむを得ない事由が発生した場合の対応方針及び連絡体制を整備すること。
- 6 周辺地域住民および関係者への周知・説明業務を実施すること。業務の実施にあたっては、事前に詳細なスケジュールを提示した上で、説明用チラシの企画・作成を行い、対象エリアへのポスティングを含めて適切に行うこと。
なお、企画提案に当たっては、警備、雑踏対策、交通対策、安全管理及び緊急時対応の基本的な考え方を示すこと。

(7) 許認可手続及び関係事業者との調整

- 1 河川、公園、道路、消防、警察、保健所その他関係機関との事前協議を行うこと。
- 2 花火その他、本業務の実施に必要な許可申請及び届出を行うこと。
- 3 委託者が別途契約するドローンショー実施事業者と、実施時間、会場配置、花火打上場所、ドローン飛行区域、保安区域、電源、音響、警備、観客誘導その他必要な事項について十分に協議及び調整を行うこと。
※委託者は必要に応じて協力する。
なお、企画提案に当たっては、委託者、関係機関及び別途発注事業者との連携・調整方法を示すこと。

(8) リハーサル及び現地調査

- 1 委託者及びドローンショー実施事業者その他の関係事業者と協議の上、本番までに、原則として1回以上リハーサル又は総合確認を実施すること。

- 2 本業務の実施に先立ち、必ず現地調査を行い、会場及び周辺の状況、花火打上場所、観覧場所、来場者動線、設備の設置条件、ドローン飛行区域との位置関係その他必要な事項を確認すること。
- 3 現地調査の結果を踏まえ、安全性及び演出効果を確保する実施計画を作成すること。

7. 提出書類

- (1) 契約締結後、必要に応じて次に掲げる書類及びデータを適宜提出すること。
 - 1) 事業計画書 1部
 - 2) 実施スケジュール 1部
 - 3) イベント実施計画書及び会場レイアウト図 1部
 - 4) 花火の実施計画及び関係許可書等の写し 一式
 - 5) その他、本業務の実施に当たり必要となる書類 一式
- (2) 業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品(次に掲げる書類)を提出すること。
 - 1) 実績報告書(経費明細書及び来場者数等の実績を含むこと。) 2部
 - 2) 記録写真・動画等 一式
 - 3) その他、広報用制作物等、本業務で作成又は入手した資料等 一式

8. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 個人情報保護
受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 守秘義務
受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することとはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 再委託の取扱
 - 1 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
 - 2 本業務のうち、機体運用、設営、警備等の一部業務を再委託する場合は、事前に委託者の書面による承認を得ること。
 - 3 事故、トラブル等が発生した場合においても、受託者が一元的に対応するものとする。
- (4) 保険の加入
 - 1 受託者は、本業務の実施にあたり、ドローンの運用に係る対人・対物賠償責任保険その他必要な 保険に加入するものとする。
 - 2 受託者は、保険に加入したことを証する書類を委託者の求めに応じ提出するものとする。
 - 3 保険加入に要する費用は、受託者の負担とする。
- (5) 損害賠償
 - 1 受託者は、本業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により、委託者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。
 - 2 天災その他受託者の責めに帰さない事由により生じた損害については、この限りでない。
 - 3 受託者は、再委託先の行為により生じた損害についても、自己の責任においてこれを負うものとする。
- (6) 業務の中止及び費用負担
 - 1 天候不良、河川の増水、災害、関係機関の指示その他やむを得ない事由により、本業務の全部又は一部を中止する場合がある。
 - 2 既に実施した業務又は中止時点までに発生した合理的な費用については、委託者と受託者が協議の上、支払うものとする。
 - 3 受託者は、中止時に発生する費用について、事前に内訳および算定根拠を明示するものとする。

9. その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。本仕様書に明示されていない事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により誠意をもって実施するものとする。
- (3) 本業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全て委託者に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。
- (4) 本仕様書に定める業務内容及び受託者が企画提案書において提案した内容については、契約締結後、委託者並びに関係機関(宮崎市、警察、消防、河川管理者等)との協議のうえで最終的に確定するものとする。なお、協議の過程において内容に変更が生じる場合がある。